

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 183

補助金等名称	遠距離通園費補助金				担当課	学校教育課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	幼稚園費
	目	幼稚園管理費				
	小事業	11	遠距離通園費補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て		(市の取り組み) 子育てに要する経済的な負担の軽減			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成3年度～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市立幼稚園通園費補助に関する要綱
補助目的	三田市立幼稚園の園児のうち、通園が著しく困難である者に対し通園に要する経費を補助する。
補助対象者	教育委員会が指定する地域に居住する三田市立幼稚園の園児
補助対象事業	三田市立幼稚園通園定期券の購入
補助対象経費	教育委員会が指定する交通機関を利用する場合の通園定期券の購入経費
補助金額 又は補助率	定額()円・定率(10/10)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		16		13		12	
実施又は運営等に当たって要した費用①		550,080円		498,240円		453,760円	
うち、補助対象経費		550,080円		498,240円		453,760円	
財源内訳	市補助金②	550,080円	100.0%	498,240円	100.0%	453,760円	100.0%
	一般財源	550,080円	100.0%	498,240円	100.0%	453,760円	100.0%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	遠距離通園園児の保護者負担の軽減	遠距離通園園児の保護者負担の軽減	遠距離通園園児の保護者負担の軽減
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	定期券=16人	定期券=13人	定期券=12人

補助金等名称	遠距離通園費補助金	担当課	学校教育課
--------	-----------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市立幼稚園に通園困難な者に対して支出している補助金については、幼児教育を受ける機会を均しく得るために必要な財源であり、適切であると考え。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市立幼稚園への通園が著しく困難である園児に対して通園費を補助することは、客観的に公益性が高いと考える。		5		
必要性 (5点)	通園が著しく困難であり交通機関等を利用する場合の補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。		5		
有効性 (5点)	通園が著しく困難である者に対し通園費を補助し、保護者負担の軽減を図ることを目的としており、補助目的に見合う効果があると。		5		
公平性 (5点)	教育現場である園に通園困難な者に対する補助金については、通園距離又は、居住地区等により補助基準が設けられており、公平性が評価できると考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(10/10) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市内で自宅から最も最寄りの園に通園する場合に交通機関を使用せざるを得ない遠距離通園者であるため、定期券の実費を補助することが妥当であると考え。	
	通園が著しく困難である者に対し通園費を補助し、保護者負担の軽減を図ることを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
○ I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 最寄りの幼稚園に通園困難な地区等に居住する市民に対し、通園費を補助することで通園可能な状態になっており、定期券購入経費について補助することで、使途及び金額も正確に事務局で把握し処理することが可能であることから、補助金としての継続が妥当と考える。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	184
補助金等名称	遠距離通学費補助金
担当課	学校教育課
予算科目	会計 一般会計 款 教育費 項 教育総務費 目 教育振興費
	小事業 12 遠距離通学費補助金
総合計画施策体系	(取り組み目標) 学校教育の充実 (市の取り組み) その他

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	昭和47年度～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	通学費補助規則
補助目的	三田市立小学校及び中学校の児童生徒について、通学が著しく困難である者に対し通学費を補助し、もって学校教育の円滑な運営と保護者負担の軽減を図ることを目的とする。
補助対象者	三田市立小学校及び中学校の児童生徒
補助対象事業	通学用定期券の購入経費、通学用品
補助対象経費	通学用定期券の購入経費、通学用品
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(定期券10/10) ・ その他() 上限額(通学用品小5千円、中10千円)

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		338		363		385	
実施又は運営等に当たって要した費用①		15,524,259円		17,018,468円		17,034,910円	
うち、補助対象経費		15,524,259円		17,018,468円		17,034,910円	
財源内訳	市補助金②	15,524,259円	100.0%	17,018,468円	100.0%	17,034,910円	100.0%
	一般財源	15,524,259円	100.0%	17,018,468円	100.0%	17,034,910円	100.0%
	国・県費	円	0.0%	円	0.0%	0円	0.0%
	その他	円	0.0%	円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	遠距離通学児童・生徒の保護者負担の軽減	遠距離通学児童・生徒の保護者負担の軽減	遠距離通学児童・生徒の保護者負担の軽減
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	小学校 定期券=158人・用品=11人 中学校 定期券=93人・用品=76人	小学校 定期券=152人・用品=18人 中学校 定期券=110人・用品=83人	小学校 定期券=172人・用品=21人 中学校 定期券=106人・用品=86人

補助金等名称	遠距離通学費補助金	担当課	学校教育課
--------	-----------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 校区の小中学校に通学困難な者に対して支出している補助金については、義務教育を受ける機会を均しく得るために必要な財源であり、適切であると考え。
不適切	

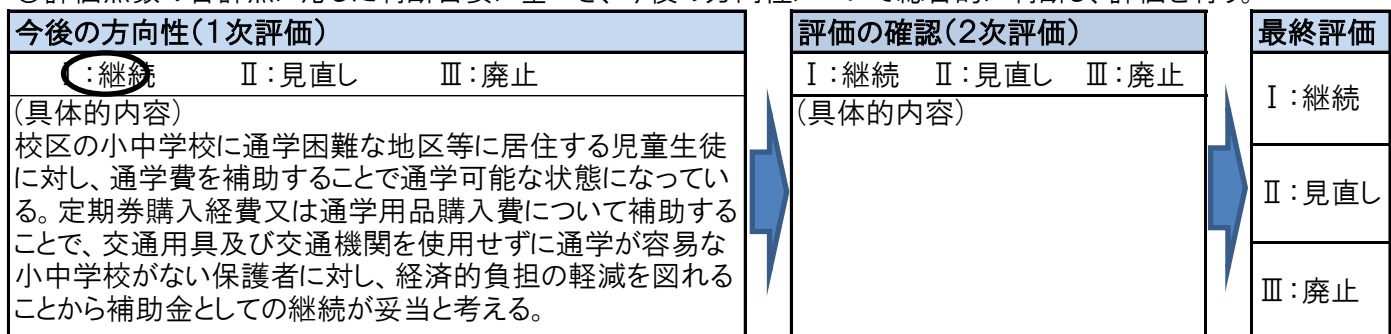
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市立小学校及び中学校への通学が著しく困難である児童生徒に対して通学費を補助することは、客観的に公益性が高いと考える。		5		
必要性 (5点)	通学が著しく困難であり交通機関等を利用する場合の補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。		5		
有効性 (5点)	通学が著しく困難である者に対し通学費を補助し、保護者負担の軽減を図ることを目的としており、補助目的に見合う効果があると考え。		5		
公平性 (5点)	教育現場である小中学校に通学困難な者に対する補助金については、校区内での通学距離等により補助基準が設けられており、公平性が評価できると考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(定期券10/10) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(交通用品費小5,000円 中10,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	校区内の小中学校に通学する場合に交通用具もしくは交通機関を使用せざるを得ない遠距離通学者であるため、通学用品費または定期券の実費を補助することが妥当であると考え。	
	通学が著しく困難である者に対し通学費を補助し、保護者負担の軽減を図ることを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	185
----------	-----

補助金等名称	三田市PTA連合会組織活性化事業補助金			担当課	学校教育課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費
	小事業	10	社会教育関係団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	その他				

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 平成15年度 ~ (終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市PTA連合会組織活性化事業補助金交付要綱
補助目的	三田市PTA連合会組織の強化並びに活性化を図る。
補助対象者	三田市PTA連合会
補助対象事業	PTCA活動支援事業、PTA活動実践発表会、その他、連合会の活動に関するもの
補助対象経費	報償費、旅費、需用費(会議に要する食糧費(軽微なもの)、消耗品費、印刷製本費)、役務費、使用料及び賃借料、公課費
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田市PTA連合会	三田市PTA連合会	三田市PTA連合会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		730,695 円	763,379 円	858,000 円			
うち、補助対象経費		277,921 円	320,000 円	320,000 円			
財 源 内 訳	市補助金②	277,921 円	100.0%	320,000 円	100.0%	320,000 円	100.0%
	一般財源	277,921 円	100.0%	320,000 円	100.0%	320,000 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	452,774 円		443,379 円		538,000 円	
	下記以外の資金(会費等)	246,370 円		256,870 円		280,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	206,404 円		186,509 円		258,000 円		
繰越金							

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	家庭の教育力の向上と地域が支える地域の学校づくりを目指し、PTA連合会の活性化に向けた取り組みを行う。	家庭の教育力の向上と地域が支える地域の学校づくりを目指し、PTA連合会の活性化に向けた取り組みを行う。	家庭の教育力の向上と地域が支える地域の学校づくりを目指し、PTA連合会の活性化に向けた取り組みを行う。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	4中学校において研修会等を実施した。	4中学校において研修会等を実施した。	4中学校において研修会等を実施した。

補助金等名称	三田市PTA連合会組織活性化事業補助金	担当課	学校教育課
--------	---------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」とであると判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	PTCA・PTA活動の充実に向けた支援・連携を図るにあたり、行政との役割分担を考えると、中心的役割を担う組織としては、三田市PTA連合会が最も適当な組織であることから、補助金等の手法が適切である。
不適切	

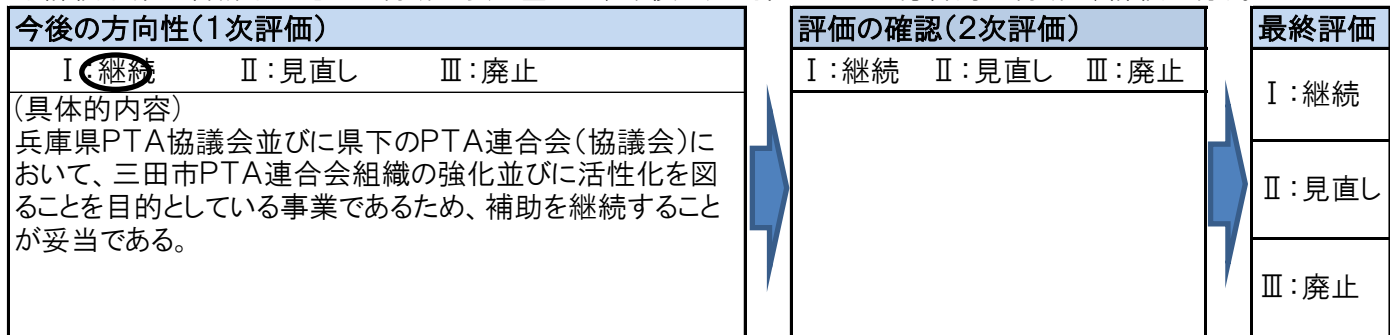
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	PTCA・PTA活動は、家庭の教育力向上と地域ぐるみで子どもを育てる学校づくりをめざすものであることから、保護者・地域・市民等、広く社会全体の利益に資するものである。また、第2期三田市教育振興基本計画において、この充実に向けた支援・連携を図ることとされている。		4		
必要性 (5点)	PTCA・PTA活動の充実に向けた支援・連携を図るにあたり、行政との役割分担を考えると、中心的役割を担う組織としては、三田市PTA連合会が最も適当な組織であり、他に代替できるような組織が見当たらないが、財政基盤が脆弱であることから補助が必要である。		5		
有効性 (5点)	三田市PTA連合会の組織の強化及び活動の活性化を図ることにより、兵庫県PTA協議会や県下の各PTA連合会(協議会)との連携強化を図るとともに、各単位PTAの支援・連携を図ることができている。		5		
公平性 (5点)	補助金等見直しの方向性を踏まえて、30年度からは三田市PTA連合会未加入の各単位PTAも対象とした合同研修会(2回)、子ども健全育成や地域・家庭教育の充実に向けた各単位PTAの実践交流、広報紙の制作等を実施する等事業内容に見直し、公平性を高める。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	各単位PTAは保護者からの負担金等で運営されており財政基盤が脆弱であることから、これらで構成される三田市PTA連合会についても財政基盤が脆弱である。よって、定額(予算の範囲内)で補助することが妥当であると考え。	
	兵庫県PTA協議会並びに県下のPTA連合会(協議会)において、三田市PTA連合会組織の強化並びに活性化を図ることを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。			5	
合 計(25点満点)			23		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号 186

補助金等名称	三田市小規模特認校支援事業補助金			担当課	学校教育課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	教育総務費	目	教育指導費
	小事業	50	小規模特認校支援事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	その他				

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成27年度～(終了)平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市小規模特認校支援事業補助金交付要綱
補助目的	小規模特認校に係る教育支援活動、生活支援活動及び地域支援活動を活発化し、学校運営及び教育活動に寄与する。
補助対象者	三田市立母子小学校の育友会及び地域住民で構成する組織
補助対象事業	小規模特認校に係る教育支援活動、生活支援活動及び地域支援活動
補助対象経費	講師料、謝礼、講師旅費、消耗品費、印刷代、郵便料、電話料、保険料、手数料、委託料、使用料、食材料費(教育支援活動に限る。)
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円・定率(/)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		母子特認校サポートクラブ	母子特認校サポートクラブ	母子特認校サポートクラブ			
実施又は運営等に当たって要した費用①		596,000円	565,315円	524,985円			
うち、補助対象経費		596,000円	565,315円	524,985円			
財源内訳	市補助金②	596,000円	100.0%	565,315円	100.0%	524,985円	100.0%
	一般財源	596,000円	100.0%	565,315円	100.0%	524,985円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		小規模特認校の学校運営及び教育活動の活性化を図る。	小規模特認校の学校運営及び教育活動の活性化を図る。	小規模特認校の学校運営及び教育活動の活性化を図る。
実績値(成果指標)		29年度	28年度	27年度
		放課後サポート教室の実施	放課後サポート教室の実施	放課後サポート教室の実施

補助金等名称	三田市小規模特認校支援事業補助金	担当課	学校教育課
--------	------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」とであると判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 三田市立母子小学校の育友会及び地域住民で構成する組織である母子特認校サポートクラブに対して支出している補助金については、小規模特認校に係る教育支援活動、生活支援活動及び地域支援活動を活発化し、学校運営及び教育活動に寄与するために必要な財源であり、適切であると考えます。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	小規模特認校制度は、自然環境に恵まれ、少人数の特徴を活かし、特色ある教育を推進している母子小学校に、一定条件のもと市内全域から就学を認めるもので、校区外から通っている生徒もおり実績がある。同制度に寄与する当該活動は地域住民の福祉の向上や地域に還元されており、地域住民からのニーズも高く、客観的に公益性が高いと考える。		5		
必要性 (5点)	母子小学校PTA・地域住民による当該活動団体と行政との役割分担の中で、重要な役割を担っている。また、主な事業である放課後サポート教室は同小学校における放課後児童クラブの役割を担っていることから、小規模特認校制度を推進していくにあたり必要不可欠な活動である。		5		
有効性 (5点)	当該活動は、教育現場である小規模特認校に係る教育支援活動、生活支援活動及び地域支援活動を活発化し、学校運営及び教育活動を支援するために放課後サポート等が行われており、補助目的や金額に見合う効果があると期待できるものである。		5		
公平性 (5点)	自然環境に恵まれ、少人数の特徴を活かし、特色ある教育を推進している小規模特認校として、母子小学校が指定されている。当該事業の支援活動の効果は一定範囲に限定されてはいるが、小規模特認校は一定条件のもと市内全域から就学を認める制度で、校区外から通っている生徒もおり実績がある。客観的に公平性は確保されていると考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	当該事業は、教育現場である小規模特認校に係る教育支援活動、生活支援活動及び地域支援活動を活発化し、学校運営及び教育活動に寄与ことを目的として行うものであり、一定の費用を予算の範囲内ではあるが補助することが妥当であると考えます。	
	母子特認校サポートクラブに対する補助金については、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理しており、当該事業の繰越金も発生していない。そのため補助金の妥当性が評価できると考える。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 小規模特認校制度に寄与する活動で、効果が認められる。	I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容)	I: 継続 II: 見直し III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 187

補助金等名称	私立幼稚園教育振興助成金				担当課	学校教育課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	幼稚園費
	目	幼稚園教育振興費				
	小事業	05	私立幼稚園教育振興助成事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	教育環境と教育条件の整備		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助	市単独	国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象
補助期間(開始)	平成27年度		～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市私立幼稚園教育振興助成金交付要綱		
補助目的	私立幼稚園教育の振興を図る。		
補助対象者	私立幼稚園設置者		
補助対象事業	私立幼稚園教育の振興を図る事業		
補助対象経費	教員研修事業、健康管理事業、環境整備事業 等		
補助金額	定額()円	・ 定率(/)	・ その他()
又は補助率	上限額(850) 千円		

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		1	2	2			
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,025,540 円	1,755,911 円	1,744,015 円			
うち、補助対象経費		1,025,540 円	1,755,911 円	1,744,015 円			
財源内訳	市補助金②	850,000 円	82.9%	1,700,000 円	96.8%	1,700,000 円	97.5%
	一般財源	850,000 円	82.9%	1,700,000 円	96.8%	1,700,000 円	97.5%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	175,540 円		55,911 円		44,015 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	175,540 円		55,911 円		44,015 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	私立幼稚園(1園)の教育の振興を図る。	私立幼稚園(1園)の教育の振興を図る。	私立幼稚園(2園)の教育の振興を図る。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	私立幼稚園=1園	私立幼稚園=2園	私立幼稚園=2園

補助金等名称	私立幼稚園教育振興助成金	担当課	学校教育課
--------	--------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 私立幼稚園教育の振興を図ることは、未来の三田市を担う子どもたちやその家族、地域との連携や多世代交流の推進に大きく寄与することができ、三田市の教育環境の充実に資すると考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	学校教育法 第二十二条で、「幼稚園は(中略)幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する」と定められており、当該事業は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして公益性が高いと考えられる。		5		
必要性 (5点)	学校基本法 第十一条(幼児期の教育)で、「国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」と定められており、当該事業を行う必要性は高いと考えられる。		5		
有効性 (5点)	両園の事業とも、園児の健康管理事業に重点を置いた、たくましい園児の育成に大きく寄与していると判断でき、事業の有効性は高いと考える。		5		
公平性 (5点)	現在市内にある私立幼稚園は1園のみであるが、その1園に補助を行っている。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(上限850千円) <input type="checkbox"/> c. 定額()	a以外の補助率等を採用する理由	当該事業は、園児が健やかに活動できる環境づくりを年間通じて行うものであり、一定の費用を予算の範囲内ではあるが補助することが妥当であると考えられる。	
	兵庫県知事より認可された市内に所在する私立幼稚園の教育環境、教育内容の充実を目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I 継続 II:見直し III:廃止	I:継続 II:見直し III:廃止	I:継続
(具体的内容) 私立幼稚園の教育環境、教育内容の充実を目的としている事業であり、補助を継続することが妥当であると考えられる。	(具体的内容)	II:見直し
		III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理
番号 189

補助金等名称	児童生徒作品展開催				担当課	学校教育課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	教育総務費
	目	教育振興費				
	小事業	20	児童生徒作品展開催費			
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「豊かな心」の育成		

補助金等の概要

分類区分	イベント・大会補助	【 市単独 ・ 国県協調上乗せ有 ・ 国県協調上乗せ無 ・ 地域対象 】
補助期間 (開始)	平成9 年度	～ (終了) 平成31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱	
補助目的	児童生徒の文化芸術活動を発表する機会を設け、鑑賞指導の一助とするとともに、児童生徒の文化芸術活動を広く市民に見てもらい、児童生徒の学習への関心を高める。	
補助対象者	児童生徒作品展実行委員会	
補助対象事業	児童生徒作品展	
補助対象経費	会場使用料等	
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額() 千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度	
交付先		児童生徒作品展実行委員会	児童生徒作品展実行委員会	児童生徒作品展実行委員会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		200,000 円	200,000 円	200,000 円	
うち、補助対象経費		200,000 円	200,000 円	200,000 円	
財 源 内 訳	市補助金②	200,000 円	100.0%	200,000 円 100.0%	200,000 円 100.0%
	一般財源	200,000 円	100.0%	200,000 円 100.0%	200,000 円 100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%
	国・県補助金③				
	自己資金④	0 円		0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)				
	その他収入(参加料・協賛金等)				
繰越金					

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	文化芸術活動を広く市民に見てもらい、児童生徒の学習への関心を高める。	文化芸術活動を広く市民に見てもらい、児童生徒の学習への関心を高める。	文化芸術活動を広く市民に見てもらい、児童生徒の学習への関心を高める。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	図工美術・書写展:11月25～27日	図工美術・書写展:11月26～28日	図工美術・書写展:11月28～30日

補助金等名称	児童生徒作品展開催	担当課	学校教育課
--------	-----------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園を主体として構成する実行委員会に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市内小中学校児童生徒の作品(書写、絵画、工作等)を展示し、広く市民に鑑賞してもらう中で、書写・図画工作教育の充実・発展を図ることを目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考える。		5		
必要性 (5点)	市内小中学校児童生徒の作品(書写、絵画、工作等)を展示し、広く市民に鑑賞してもらう中で、書写・図画工作教育の充実・発展を図ることを目的とする補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。		5		
有効性 (5点)	市内小中学校児童生徒の作品(書写、絵画、工作等)を展示し、広く市民に鑑賞してもらう中で、書写・図画工作教育の充実・発展を図ることを目的としており、補助目的に見合う効果があると考ええる。		5		
公平性 (5点)	市内小中学校児童生徒の作品(書写、絵画、工作等)を展示し、広く市民に鑑賞してもらう中で、書写・図画工作教育の充実・発展を図ることについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。	
	市内小中学校児童生徒の作品(書写、絵画、工作等)を展示し、広く市民に鑑賞してもらう中で、書写・図画工作教育の充実・発展を図ることを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I 継続 II:見直し III:廃止	I:継続 II:見直し III:廃止	I:継続
(具体的内容) 市内小中学校児童生徒の作品(書写、絵画、工作等)を展示し、広く市民に鑑賞してもらう中で、書写・図画工作教育の充実・発展を図ることを目的としている事業であるため、補助を継続することが妥当であると考ええる。	(具体的内容)	II:見直し
		III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号 190

補助金等名称	心身障害児療育キャンプ事業			担当課	学校教育課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	教育総務費	目	教育指導費
	小事業	20	障害児療育キャンプ事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「豊かな心」の育成				

補助金等の概要	
分類区分	イベント・大会補助 【 市単独 ・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度～(終了)平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱
補助目的	心身障害児を正しく理解し適切な教育を行うために、子どもたちに心豊かな体験をさせ、障害を克服するための指導や配慮について実地研修を行う。
補助対象者	心身障害児教育療育キャンプ実行委員会
補助対象事業	障害児教育療育キャンプ
補助対象経費	交通費、宿泊費等課外活動に要する経費
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円・定率(/)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		心身障害児教育療育 キャンプ実行委員会		心身障害児教育療育 キャンプ実行委員会		心身障害児教育療育 キャンプ実行委員会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		894,893円		965,865円		955,528円	
うち、補助対象経費		894,893円		965,865円		955,528円	
財源内訳	市補助金②	894,893円	100.0%	965,865円	100.0%	955,528円	100.0%
	一般財源	894,893円	100.0%	965,865円	100.0%	955,528円	100.0%
	国・県費		0.0%	0円	0.0%		0.0%
	その他		0.0%	0円	0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0円			0円		0円
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	29年度終了	心豊かな体験をさせ、障害を克服するための指導や配慮について実地研修を行う。	心豊かな体験をさせ、障害を克服するための指導や配慮について実地研修を行う。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	小学校低学年:しあわせの村(野外体験活動等)7月26日 小学校高学年:三木山森林公園(野外体験活動)7月21日 中学校:有馬富士共生センター(野外体験活動等)8月6日	小学校低学年:しあわせの村(野外体験活動等)7月27日 小学校高学年:三木山森林公園(野外体験活動)7月22日 中学校:罐野台生涯教育センター(野外体験活動等)8月7日	小学校低学年:しあわせの村(野外体験活動等)7月29日 小学校高学年:三木山森林公園(野外体験活動)7月23日 中学校:三田市野外活動センター(野外体験活動等)8月2日

補助金等名称	心身障害児療育キャンプ事業	担当課	学校教育課
--------	---------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園を主体として構成する実行委員会に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	心身障害児を正しく理解し適切な教育を行うために、子どもたちに心豊かな体験をさせ、障害を克服するための指導や配慮について実地研修を行うことを目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考える。		5		
必要性 (5点)	心身障害児を正しく理解し適切な教育を行うために、子どもたちに心豊かな体験をさせ、障害を克服するための指導や配慮について実地研修を行うことを目的とする補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。		5		
有効性 (5点)	心身障害児を正しく理解し適切な教育を行うために、子どもたちに心豊かな体験をさせ、障害を克服するための指導や配慮について実地研修を行うことを目的としており、補助目的に見合う効果があると考ええる。		5		
公平性 (5点)	心身障害児を正しく理解し適切な教育を行うために、子どもたちに心豊かな体験をさせ、障害を克服するための指導や配慮について実地研修を行うことについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。	
	心身障害児を正しく理解し適切な教育を行うために、子どもたちに心豊かな体験をさせ、障害を克服するための指導や配慮について実地研修を行うことを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止	I:継続 II:見直し III:廃止	I:継続
(具体的内容) 29年度終了	(具体的内容)	II:見直し
		III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 191

補助金等名称	三田市私立幼稚園就園奨励費補助金			担当課	学校教育課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	幼稚園費	目	幼稚園管理費
	小事業	10	私立幼稚園就園奨励事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	その他				

補助金等の概要	
分類区分	扶助的補助 【市単独・ 国県協調上乗せ有 ・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成27年度～(終了)平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則
補助目的	三田市民で私立幼稚園(市内外不問)に就園する園児(満3歳児～5歳児)の保護者に対し、就園奨励費補助金を交付することで、保護者負担の軽減を図る。
補助対象者	園児の保護者に対して、保育料及び入園料を減額し、又は免除する私立幼稚園の設置者
補助対象事業	幼稚園保育料及び入園料
補助対象経費	幼稚園保育料及び入園料
補助金額 又は補助率	定額()円・定率(/)・その他() 上限額(世帯状況や課税状況により異なる)

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		7		9		10	
実施又は運営等に当たって要した費用①		83,530,440円		140,662,800円		136,859,700円	
うち、補助対象経費		83,530,440円		140,662,800円		136,859,700円	
財源内訳	市補助金②	43,288,000円	51.8%	68,108,120円	48.4%	64,710,050円	47.3%
	一般財源	11,151,000円	13.3%	17,267,610円	12.3%	64,710,050円	47.3%
	国・県費	32,137,000円	38.5%	50,840,510円	36.1%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	40,242,440円		72,554,680円		72,149,650円	
	下記以外の資金(会費等)	40,242,440円		72,554,680円		72,149,650円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円		
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	私立幼稚園の保護者負担の軽減を図る。	私立幼稚園の保護者負担の軽減を図る。	私立幼稚園の保護者負担の軽減を図る。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	三田市民で私立幼稚園(市内外不問)に就園する園児(満3歳児～5歳児)の保護者に対し、就園奨励費補助金を交付することで、保護者負担の軽減を図る。 私立幼稚園:市内1園・市外6園	三田市民で私立幼稚園(市内外不問)に就園する園児(満3歳児～5歳児)の保護者に対し、就園奨励費補助金を交付することで、保護者負担の軽減を図る。 私立幼稚園:市内2園・市外7園	三田市民で私立幼稚園(市内外不問)に就園する園児(満3歳児～5歳児)の保護者に対し、就園奨励費補助金を交付することで、保護者負担の軽減を図る。 私立幼稚園:市内2園・市外8園

補助金等名称	三田市私立幼稚園就園奨励費補助金	担当課	学校教育課
--------	------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 私立幼稚園に通園している園児の保護者の経済的負担軽減を図ることで、幼稚園教育の一層の普及・充実につながるため。
不適切	

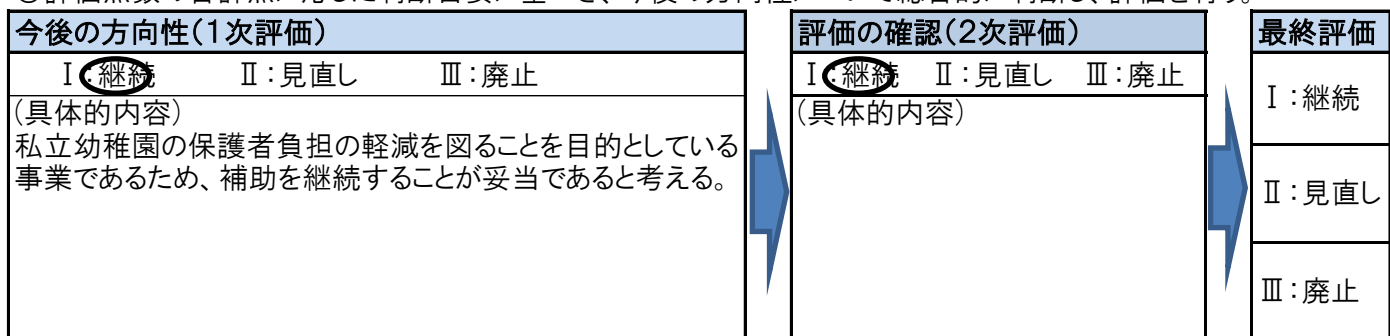
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	「子育てに要する経済的な負担の軽減」は三田市第4次総合計画においても謳われている。定住人口の増加に向け、子育て施策を推進していくうえで公益性は高いと考える。		5	5	
必要性 (5点)	「子育てに要する経済的な負担の軽減」は三田市第4次総合計画においても謳われている。定住人口の増加に向け、子育て施策を推進していくうえで、公益性と同様に必要性も高いと考える。		5	5	
有効性 (5点)	私立幼稚園に通園する保護者の負担軽減につながっており、公私間格差是正の面からも有効性は高いと考える。		5	5	
公平性 (5点)	市内の私立幼稚園のみならず、市外の私立幼稚園に対しては園からの申し出に基づき補助を実施しており、高い公平性が保たれている。		5	5	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(上限額は世帯状況や課税状況により異なる) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	保育所・認定こども園に係る保護者負担との均衡を考慮して、規則で金額を定めていることから妥当であると考え。	
	私立幼稚園の保護者負担の軽減を図ることを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。		5	5	
合 計(25点満点)			25	25	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 192

補助金等名称	教育研究グループ奨励事業				担当課	学校教育課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	教育総務費
	目	目	目	目	目	目
予小	事業	10	教育研究グループ育成費補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「確かな学力」の育成		

補助金等の概要	
分類区分	その他 【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度～(終了)平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱
補助目的	小学校、中学校及び特別支援学校教職員の自発的な教育研究活動を通して指導方法の研究、開発等を促進し、さらに「教育研修所」設置に向けての基盤作りを推進するために、教職員のグループ研究を奨励し、指導方法の改善と教職員の資質能力の向上を図る。
補助対象者	市立小学校、中学校及び特別支援学校教職員で構成する教育研究グループ
補助対象事業	教職員のグループ研究
補助対象経費	先進校視察等の交通費他、研究に要する経費
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円・定率(/)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		12		12		12	
実施又は運営等に当たって要した費用①		388,000円		388,000円		388,000円	
うち、補助対象経費		388,000円		388,000円		388,000円	
財源内訳	市補助金②	388,000円	100.0%	388,000円	100.0%	388,000円	100.0%
	一般財源	388,000円	100.0%	388,000円	100.0%	388,000円	100.0%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	教職員のグループ研究を奨励し、指導方法の改善と教職員の資質能力の向上を図る。	教職員のグループ研究を奨励し、指導方法の改善と教職員の資質能力の向上を図る。	教職員のグループ研究を奨励し、指導方法の改善と教職員の資質能力の向上を図る。	教職員のグループ研究を奨励し、指導方法の改善と教職員の資質能力の向上を図る。
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	国語部会等各部会において、研究、実践発表等を行った。	国語部会等各部会において、研究、実践発表等を行った。	国語部会等各部会において、研究、実践発表等を行った。	国語部会等各部会において、研究、実践発表等を行った。

補助金等名称	教育研究グループ奨励事業	担当課	学校教育課
--------	--------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園教職員のグループ研究に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、今後検討する必要がある。

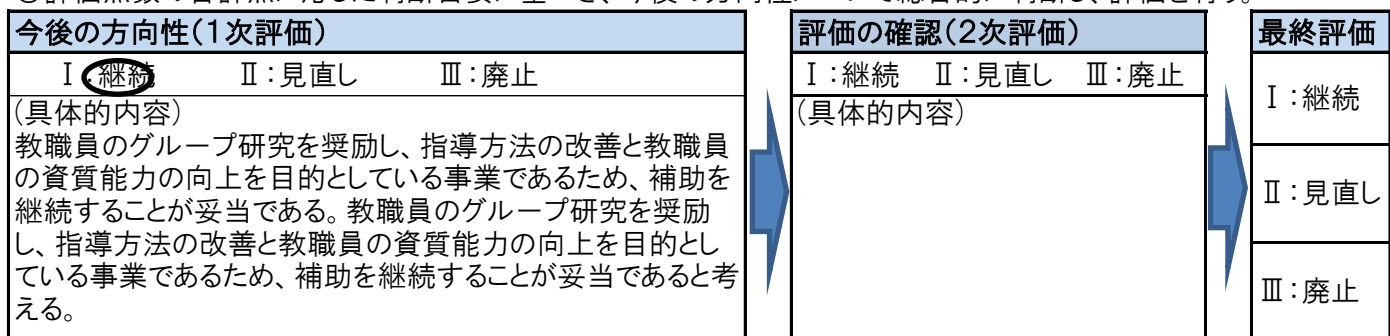
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	教職員のグループ研究を奨励し、指導方法の改善と教職員の資質能力の向上を目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考える。			5		
必要性 (5点)	教職員のグループ研究を奨励し、指導方法の改善と教職員の資質能力の向上を目指す補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。			5		
有効性 (5点)	教職員のグループ研究を奨励し、指導方法の改善と教職員の資質能力の向上を目指すことを目的としており、補助目的に見合う効果があると考ええる。			5		
公平性 (5点)	教職員のグループ研究を奨励し、指導方法の改善と教職員の資質能力の向上を行うことについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。		
	教職員のグループ研究を奨励し、指導方法の改善と教職員の資質能力の向上を目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。			5		
合 計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	193
補助金等名称	教育研修事業費補助金
担当課	学校教育課
予算科目	会計 一般会計 款 教育費 項 小学校費 目 小学校教育振興費
	小事業 12 教育研修事業費補助金
総合計画施策体系	(取り組み目標) 学校教育の充実 (市の取り組み) 「確かな学力」の育成

補助金等の概要	
分類区分	その他 【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱
補助目的	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。
補助対象者	市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校
補助対象事業	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善
補助対象経費	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善に要する経費
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円・定率(/)・その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		3		3		4	
実施又は運営等に当たって要した費用①		620,000円		620,000円		612,380円	
うち、補助対象経費		620,000円		620,000円		612,380円	
財源内訳	市補助金②	620,000円	100.0%	620,000円	100.0%	612,380円	100.0%
	一般財源	620,000円	100.0%	620,000円	100.0%	612,380円	100.0%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円		0円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円		
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	教員共同研究担当者等について、三田市学校教育における教科教育及び今日的な教育課題に対応した授業改善及びカリキュラム開発等に関する研修・研究を行った。	教員共同研究担当者等について、三田市学校教育における教科教育及び今日的な教育課題に対応した授業改善及びカリキュラム開発等に関する研修・研究を行った。	教員共同研究担当者等について、三田市学校教育における教科教育及び今日的な教育課題に対応した授業改善及びカリキュラム開発等に関する研修・研究を行った。

補助金等名称	教育研修事業費補助金	担当課	学校教育課
--------	------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、今後検討する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考えられる。			5		
必要性 (5点)	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を目指す補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。			5		
有効性 (5点)	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を目指すことを目的としており、補助目的に見合う効果があると考える。			5		
公平性 (5点)	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を行うことについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。		
	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を目的としており、交付手続きや補助金の用途についても適切に処理されている。			5		
合 計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I 継続 II:見直し III:廃止	I:継続 II:見直し III:廃止	I:継続
(具体的内容) 教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を目的としている事業であるため、補助を継続することが妥当であると考ええる。	(具体的内容)	II:見直し
		III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 194

補助金等名称	教育研修事業費補助金				担当課	学校教育課	
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	中学校費	目
	小事業	12	教育研修事業費補助金				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 学校教育の充実		(市の取り組み)		「確かな学力」の育成		

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度	～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱	
補助目的	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。	
補助対象者	市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校	
補助対象事業	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善	
補助対象経費	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善に要する経費	
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円・定率(/)・その他() 上限額()千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		11	9	10			
実施又は運営等に当たって要した費用①		338,000円	367,000円	338,000円			
うち、補助対象経費		338,000円	367,000円	338,000円			
財源内訳	市補助金②	338,000円	100.0%	367,000円	100.0%	338,000円	100.0%
	一般財源	338,000円	100.0%	367,000円	100.0%	338,000円	100.0%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	教科部会研究費:数学担当者会等各担当者会において、研究、実践発表等を行う。 担当者会:11担当者会	教科部会研究費:数学担当者会等各担当者会において、研究、実践発表等を行う。 担当者会:9担当者会	教科部会研究費:数学担当者会等各担当者会において、研究、実践発表等を行う。 担当者会:10担当者会	

補助金等名称	教育研修事業費補助金	担当課	学校教育課
--------	------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、今後検討する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考える。			5		
必要性 (5点)	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を目指す補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。			5		
有効性 (5点)	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を目指すことを目的としており、補助目的に見合う効果があると考える。			5		
公平性 (5点)	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を行うことについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。		
	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。			5		
合 計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続
(具体的内容) 教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を目的としている事業であるため、補助を継続することが妥当であると考ええる。	(具体的内容)	II: 見直し
		III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 195

補助金等名称	教育研修事業費補助金				担当課	学校教育課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	幼稚園費
	目	幼稚園教育振興費				
	小事業	11	教育研修事業費補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「確かな学力」の育成		

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度	～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱	
補助目的	教職員の教育研修を通して各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。	
補助対象者	市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校	
補助対象事業	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善	
補助対象経費	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善に要する経費	
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円	定率(/)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度	
交付件数		3	4	4	
実施又は運営等に当たって要した費用①		230,000円	380,000円	380,000円	
うち、補助対象経費		230,000円	380,000円	380,000円	
財源内訳	市補助金②	230,000円	100.0%	380,000円	100.0%
	一般財源	230,000円	100.0%	380,000円	100.0%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円	
	自己資金④	0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円	
繰越金	0円		0円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。	各教科の指導内容、指導方法の工夫改善を図る。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	保育内容実践研修会:幼稚園教員が望ましい幼児教育のあり方や保育の実践について研究・研修を深めることで幼稚園教員の資質向上を図る。 研修会:年3回	保育内容実践研修会:幼稚園教員が望ましい幼児教育のあり方や保育の実践について研究・研修を深めることで幼稚園教員の資質向上を図る。 研修会:年7回	保育内容実践研修会:幼稚園教員が望ましい幼児教育のあり方や保育の実践について研究・研修を深めることで幼稚園教員の資質向上を図る。 研修会:年5回

補助金等名称	教育研修事業費補助金	担当課	学校教育課
--------	------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、今後検討する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	幼稚園教員が望ましい幼児教育のあり方や保育の実践について研究・研修を深めることで幼稚園教員の資質向上を目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考える。		5		
必要性 (5点)	幼稚園教員が望ましい幼児教育のあり方や保育の実践について研究・研修を深めることで幼稚園教員の資質向上を目指す補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。		5		
有効性 (5点)	幼稚園教員が望ましい幼児教育のあり方や保育の実践について研究・研修を深めることで幼稚園教員の資質向上を目指すことを目的としており、補助目的に見合う効果があると考ええる。		5		
公平性 (5点)	幼稚園教員が望ましい幼児教育のあり方や保育の実践について研究・研修を深めることで幼稚園教員の資質向上を行うことについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。	
	幼稚園教員が望ましい幼児教育のあり方や保育の実践について研究・研修を深めることで幼稚園教員の資質向上を目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続
(具体的内容) 幼稚園教員が望ましい幼児教育のあり方や保育の実践について研究・研修を深めることで幼稚園教員の資質向上を目的としている事業であるため、補助を継続することが妥当であると考ええる。	(具体的内容)	II: 見直し
		III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	196
補助金等名称	教職員資質向上事業
担当課	学校教育課
予算科目	会計 一般会計 款 教育費 項 教育総務費 目 教育指導費
	小事業 11 教職員研修事業費
総合計画施策体系	(取り組み目標) 学校教育の充実 (市の取り組み) 「確かな学力」の育成

補助金等の概要

分類区分	その他	【 市単独 ・ 国県協調上乘せ有 ・ 国県協調上乘せ無 ・ 地域対象 】
補助期間(開始)	平成9年度	～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱	
補助目的	「新しい学力観」を子供の実態に応じてどう実践していくのか等教職員研修の機会を提供し、学校教育の課題について、専門職としての識見、資質、能力の向上を図る。	
補助対象者	市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校	
補助対象事業	教職員研修	
補助対象経費	学校指導員等資質向上事業に要する経費	
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額() 千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付先		教員資質向上検討委員会	教員資質向上検討委員会	教員資質向上検討委員会
実施又は運営等に当たって要した費用①		100,000円	100,000円	100,000円
うち、補助対象経費		100,000円	100,000円	100,000円
財源内訳	市補助金②	100,000円	100.0%	100,000円 100.0%
	一般財源	100,000円	100.0%	100,000円 100.0%
	国・県費		0.0%	0.0%
	その他		0.0%	0.0%
	国・県補助金③			
	自己資金④	0円	0円	0円
	下記以外の資金(会費等)			
その他収入(参加料・協賛金等)				
繰越金				

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	教職員研修の機会を提供し、学校教育の課題について、専門職としての識見、資質、能力の向上を図る。	教職員研修の機会を提供し、学校教育の課題について、専門職としての識見、資質、能力の向上を図る。	教職員研修の機会を提供し、学校教育の課題について、専門職としての識見、資質、能力の向上を図る。
実績値(成果指標)	29年度 専門的な指導力を有した教員を教科・領域・分野指導員として、研修会等に派遣し教員の養成に当たる。	28年度 専門的な指導力を有した教員を教科・領域・分野指導員として、研修会等に派遣し教員の養成に当たる。	27年度 専門的な指導力を有した教員を教科・領域・分野指導員として、研修会等に派遣し教員の養成に当たる。

補助金等名称	教職員資質向上事業	担当課	学校教育課
--------	-----------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園教職員の資質向上に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考え。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、今後検討する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	専門的な指導力を有した教員を教科・領域・分野指導員として、教科等の専門的指導力のある教員の養成を目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考える。			5		
必要性 (5点)	専門的な指導力を有した教員を教科・領域・分野指導員として、教科等の専門的指導力のある教員の養成を目指す補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。			5		
有効性 (5点)	専門的な指導力を有した教員を教科・領域・分野指導員として、教科等の専門的指導力のある教員の養成を目指すことを目的としており、補助目的に見合う効果があると考え。			5		
公平性 (5点)	三田市立学校における教育実践及び研究の充実強化を行うことについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考え。		
	専門的な指導力を有した教員を教科・領域・分野指導員として、教科等の専門的指導力のある教員の養成を目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。			5		
合 計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続
(具体的内容) 専門的な指導力を有した教員を教科・領域・分野指導員として、教科等の専門的指導力のある教員の養成を目的としている事業であるため、補助を継続することが妥当であると考え。	(具体的内容)	II: 見直し
		III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号 197

補助金等名称	校外学習活動支援事業				担当課	学校教育課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	小学校費
	目	小学校教育振興費				
	小事業	10	校外学習活動支援事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「健やかな体」の育成		

補助金等の概要

分類区分	その他	【 市単独 ・ 国県協調上乗せ有 ・ 国県協調上乗せ無 ・ 地域対象 】
補助期間(開始)	平成9年度	～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱	
補助目的	学校外での学習活動を促進することによって、豊かな学習、生活体験や創造活動の場を確保し、児童の自立性、社会性、感性、創造性などの育成を図る。	
補助対象者	市立小学校及び特別支援学校小学部	
補助対象事業	社会見学等校外学習	
補助対象経費	交通費等の経費	
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円	定率(/) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度	
交付先		市立小学校及び特別支援学校小学部	市立小学校及び特別支援学校小学部	市立小学校及び特別支援学校小学部	
実施又は運営等に当たって要した費用①		933,120円	989,280円	924,480円	
うち、補助対象経費		933,120円	989,280円	924,480円	
財源内訳	市補助金②	933,120円	100.0%	989,280円	100.0%
	一般財源	933,120円	100.0%	989,280円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%
	国・県補助金③				
	自己資金④	0円		0円	0円
	下記以外の資金(会費等)				
その他収入(参加料・協賛金等)					
繰越金					

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	豊かな学習、生活体験や創造活動の場を確保し、児童の自立性、社会性、感性、創造性などの育成を図る。	豊かな学習、生活体験や創造活動の場を確保し、児童の自立性、社会性、感性、創造性などの育成を図る。	豊かな学習、生活体験や創造活動の場を確保し、児童の自立性、社会性、感性、創造性などの育成を図る。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	小学3年生が、市内の施設や社会のようす、地形を学ぶことにより、社会科学習の深化を図るとともに、三田を愛する心を育む。5月31日から10月6日	小学3年生が、市内の施設や社会のようす、地形を学ぶことにより、社会科学習の深化を図るとともに、三田を愛する心を育む。6月2日から10月6日	小学3年生が、市内の施設や社会のようす、地形を学ぶことにより、社会科学習の深化を図るとともに、三田を愛する心を育む。6月3日から10月30日

補助金等名称	校外学習活動支援事業	担当課	学校教育課
--------	------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、今後検討する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	小学3年生が、市内の施設や社会のようす、地形を学ぶことにより、社会科学習の深化を図るとともに、三田を愛する心を育むことを目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考える。		5		
必要性 (5点)	小学3年生が、市内の施設や社会のようす、地形を学ぶことにより、社会科学習の深化を図るとともに、三田を愛する心を育むことを目的とする補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。		5		
有効性 (5点)	小学3年生が、市内の施設や社会のようす、地形を学ぶことにより、社会科学習の深化を図るとともに、三田を愛する心を育むことを目的としており、補助目的に見合う効果があると考ええる。		5		
公平性 (5点)	小学3年生が、市内の施設や社会のようす、地形を学ぶことにより、社会科学習の深化を図るとともに、三田を愛する心を育むことについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。	
	小学3年生が、市内の施設や社会のようす、地形を学ぶことにより、社会科学習の深化を図るとともに、三田を愛する心を育むことを目的としており、交付手続きや補助金の用途についても適切に処理されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I 継続 II:見直し III:廃止	I:継続 II:見直し III:廃止	I:継続
(具体的内容) 小学3年生が、市内の施設や社会のようす、地形を学ぶことにより、社会科学習の深化を図るとともに、三田を愛する心を育むことを目的としている事業であるため、補助を継続することが妥当であると考ええる。	(具体的内容)	II:見直し
		III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	198		
補助金等名称	校外学習活動支援事業(小規模)	担当課	学校教育課
予算科目	会計 一般会計 款 教育費 項 小学校費 目	小学校教育振興費	
	小事業 10	小規模校交流促進事業	
総合計画施策体系	(取り組み目標) 学校教育の充実	(市の取り組み)	「豊かな心」の育成

補助金等の概要			
分類区分	その他	【 市単独 ・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】	
補助期間(開始)	平成9年度	～(終了)	平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱		
補助目的	へき地の小規模小学校において、他の小規模小学校との交流による多様な集団の中で児童が切磋琢磨する体験を通して、学校生活・学習環境の充実を図る。		
補助対象者	三田市立母子小学校		
補助対象事業	他の小規模小学校との交流		
補助対象経費	交通費等の経費		
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円	・ 定率(/)	・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		母子小学校		母子小学校		母子小学校	
実施又は運営等に当たって要した費用①		51,840円		50,000円		50,000円	
うち、補助対象経費		51,840円		50,000円		50,000円	
財源内訳	市補助金②	51,840円	100.0%	50,000円	100.0%	50,000円	100.0%
	一般財源	51,840円	100.0%	50,000円	100.0%	50,000円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	豊かな学習、生活体験や創造活動の場を確保し、児童の自立性、社会性、感性、創造性などの育成を図る。	豊かな学習、生活体験や創造活動の場を確保し、児童の自立性、社会性、感性、創造性などの育成を図る。	豊かな学習、生活体験や創造活動の場を確保し、児童の自立性、社会性、感性、創造性などの育成を図る。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	母子小学校において、他の小規模小学校との交流を図り、学校生活・学習環境の充実を図る。加東市立鴨川小学校とのSkype交流・相互訪問及び鳥羽市立神島小学校とのSkype交流を行った。	母子小学校において、他の小規模小学校との交流を図り、学校生活・学習環境の充実を図る。篠山市立西紀北小学校への訪問及び鳥羽市立神島小学校との交流を行った。	母子小学校において、他の小規模小学校との交流を図り、学校生活・学習環境の充実を図る。篠山市立大芋小学校への訪問及び鳥羽市立神島小学校とのSkypeによる交流を行った。

補助金等名称	校外学習活動支援事業(小規模)	担当課	学校教育課
--------	-----------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、今後検討する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
	補助率等	理由	理由			
公益性 (5点)	母子小学校において、他の小規模小学校との交流を図り、学校生活・学習環境の充実を図ることを目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考える。			5		
必要性 (5点)	母子小学校において、他の小規模小学校との交流を図り、学校生活・学習環境の充実を図ることを目的とする補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。			5		
有効性 (5点)	母子小学校において、他の小規模小学校との交流を図り、学校生活・学習環境の充実を図ることを目的としており、補助目的に見合う効果があると考ええる。			5		
公平性 (5点)	母子小学校において、他の小規模小学校との交流を図り、学校生活・学習環境の充実を図ることについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。		
	母子小学校において、他の小規模小学校との交流を図り、学校生活・学習環境の充実を図ることを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。			5		
合 計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I 継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 母子小学校において、他の小規模小学校との交流を図り、学校生活・学習環境の充実を図ることを目的としている事業であるため、補助を継続することが妥当であると考ええる。	評価の確認(2次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	最終評価 I:継続 II:見直し III:廃止
--	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 199

補助金等名称	三田市わくわくオーケストラ教室推進事業補助金			担当課	学校教育課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	中学校費	目	中学校教育振興費
	小事業	12	わくわくオーケストラ推進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「健やかな体」の育成				

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度	～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市わくわくオーケストラ教室推進事業補助金交付要綱	
補助目的	音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身につけた人材を育成するために実施される兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞教室。	
補助対象者	市立中学校及び特別支援学校中学部	
補助対象事業	わくわくオーケストラ教室	
補助対象経費	わくわくオーケストラ教室に参加するために必要な交通費及び駐車料	
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円	定率(/)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		8	9	9			
実施又は運営等に当たって要した費用①		881,400円	795,436円	921,460円			
うち、補助対象経費		881,400円	795,436円	921,460円			
財源内訳	市補助金②	881,400円	100.0%	795,436円	100.0%	921,460円	100.0%
	一般財源	881,400円	100.0%	795,436円	100.0%	921,460円	100.0%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	豊かな情操や感性を身につけた人材を育成するために実施される兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞教室。 参加校:公立中学校8校及びひまわり特別支援学校中学部		
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	9月27日:上野台中・富士中・ひまわり特別支援学校中(スクールバス利用のため補助なし) 9月29日:狭間中 10月18日:藍中・ゆりのき台中 12月14日:長坂中 1月26日:八景中・けやき台中	5月29日:藍中・10月8日:富士中・ひまわり特別支援学校(中)・10月21日:けやき台中・11月11日:上野台中・1月22日:狭間中・1月28日:長坂中・八景中・ゆりのき台中	5月29日:藍中・10月8日:富士中・ひまわり特別支援学校(中)・10月21日:けやき台中・11月11日:上野台中・1月22日:狭間中・1月28日:長坂中・八景中・ゆりのき台中

補助金等名称	三田市わくわくオーケストラ教室推進事業補助金	担当課	学校教育課
--------	------------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身につけた人材を育成するために実施される兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞を目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考える。		5		
必要性 (5点)	音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身につけた人材を育成するために実施される兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞を目的とする補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。		5		
有効性 (5点)	音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身につけた人材を育成するために実施される兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞を目的としており、補助目的に見合う効果があると考ええる。		5		
公平性 (5点)	音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身につけた人材を育成するために実施される兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞をすることについては、兵庫県が主体となり行っており、客観的に公平性は確保されていると考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。	
	音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身につけた人材を育成するために実施される兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞を目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続
(具体的内容) 音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身につけた人材を育成するために実施される兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞を目的としている事業であるため、補助を継続することが妥当であると考ええる。	(具体的内容)	II: 見直し
		III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

						整理番号	200
補助金等名称		指定研究事業費補助金			担当課	学校教育課	
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	幼稚園費	目
	小事業	10	指定研究事業費補助金				
総合計画施策体系		(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「確かな学力」の育成		

補助金等の概要	
分類区分	その他 【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度～(終了)平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱
補助目的	新しい学力観を学校現場に浸透させるために教育課程の解決方策など、研究テーマを設定し、先導的研究及び実践を深める学校を指定し、指導方法等を研究する。
補助対象者	市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校
補助対象事業	先導的研究及び指導方法等研究
補助対象経費	先導的研究及び指導方法等研究に要する経費
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円・定率(/)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		10		10		10	
実施又は運営等に当たって要した費用①		440,000円		485,000円		490,000円	
うち、補助対象経費		440,000円		485,000円		490,000円	
財 源 内 訳	市補助金②	440,000円	100.0%	485,000円	100.0%	490,000円	100.0%
	一般財源	440,000円	100.0%	485,000円	100.0%	490,000円	100.0%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		新しい学力観を学校現場に浸透させるために教育課程の解決方策など、研究テーマを設定し、先導的研究及び実践を深める学校を指定し、指導方法等を研究する。	新しい学力観を学校現場に浸透させるために教育課程の解決方策など、研究テーマを設定し、先導的研究及び実践を深める学校を指定し、指導方法等を研究する。	新しい学力観を学校現場に浸透させるために教育課程の解決方策など、研究テーマを設定し、先導的研究及び実践を深める学校を指定し、指導方法等を研究する。
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		指定研究実施園:幼稚園10園	指定研究実施園:幼稚園10園	指定研究実施園:幼稚園10園

補助金等名称	指定研究事業費補助金	担当課	学校教育課
--------	------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であるとする。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、直接執行化に向けて検討する。

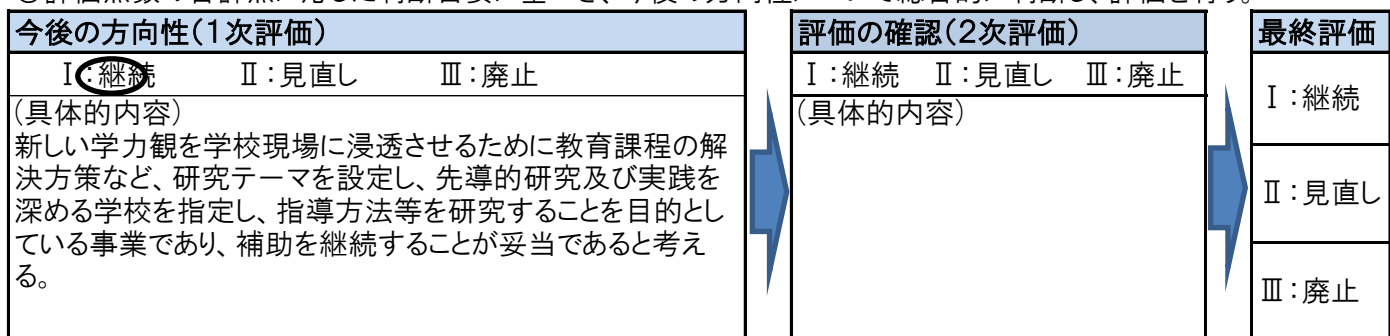
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
	補助率等					
公益性 (5点)	新しい学力観を学校現場に浸透させるために教育課程の解決方策など、研究テーマを設定し、先導的研究及び実践を深める学校を指定し、指導方法等を研究することを目的とし補助することは、客観的に公益性が高いと考える。			5		
必要性 (5点)	新しい学力観を学校現場に浸透させるために教育課程の解決方策など、研究テーマを設定し、先導的研究及び実践を深める学校を指定し、指導方法等を研究することを目的とし補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。			5		
有効性 (5点)	新しい学力観を学校現場に浸透させるために教育課程の解決方策など、研究テーマを設定し、先導的研究及び実践を深める学校を指定し、指導方法等を研究することを目的としており、補助目的に見合う効果があると考える。			5		
公平性 (5点)	新しい学力観を学校現場に浸透させるために教育課程の解決方策など、研究テーマを設定し、先導的研究及び実践を深める学校を指定し、指導方法等を研究することについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	<input type="checkbox"/> a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であるとする。		
	新しい学力観を学校現場に浸透させるために教育課程の解決方策など、研究テーマを設定し、先導的研究及び実践を深める学校を指定し、指導方法等を研究することを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。			5		
合計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 202

補助金等名称	小学校文化、体育活動振興事業				担当課	学校教育課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	教育総務費
	目	5	小学校文化、体育活動振興事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「健やかな体」の育成		

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度	～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱	
補助目的	市内の対象児童が一堂に会して、平素の体育活動の成果や音楽活動の成果を競いあうとともに、児童相互の親睦を図り小学校体育・音楽の進展に資する。	
補助対象者	市立小学校及び特別支援学校小学部	
補助対象事業	小学校連合体育大会、連合音楽会	
補助対象経費	会場使用料等	
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円	定率(/)・その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		2	2	2			
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,367,246 円	2,334,629 円	2,182,789 円			
うち、補助対象経費		2,367,246 円	2,334,629 円	2,182,789 円			
財源内訳	市補助金②	2,367,246 円	100.0%	2,334,629 円	100.0%	2,182,789 円	100.0%
	一般財源	2,367,246 円	100.0%	2,334,629 円	100.0%	2,182,789 円	100.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	市内の対象児童が相互の親睦を図り小学校体育・音楽の進展に資する。	市内の対象児童が相互の親睦を図り小学校体育・音楽の進展に資する。	市内の対象児童が相互の親睦を図り小学校体育・音楽の進展に資する。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	連合体育大会:10月12日 連合音楽大会:11月10日	連合体育大会:10月4日 連合音楽大会:11月11日	連合体育大会:10月6日 連合音楽大会:11月12日

補助金等名称	小学校文化、体育活動振興事業	担当課	学校教育課
--------	----------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であるとする。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、今後検討する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
	1	2	3	4	5	
公益性 (5点)	市内の対象児童が相互の親睦を図り小学校体育・音楽の進展に資することを目的とし補助することは、客観的に公益性が認められる。			5		
必要性 (5点)	市内の対象児童が相互の親睦を図り小学校体育・音楽の進展に資することを目的とする補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できる。			5		
有効性 (5点)	市内の対象児童が相互の親睦を図り小学校体育・音楽の進展に資することを目的としており、補助目的に見合う効果が十分に認められる。			5		
公平性 (5点)	市内の対象児童が相互の親睦を図り小学校体育・音楽の進展に資することを行うことについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であるとする。		
	市内の対象児童が相互の親睦を図り小学校体育・音楽の進展に資することを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。			5		
合 計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 市内の対象児童が相互の親睦を図り小学校体育・音楽の進展に資することを目的としている事業であるため、補助を継続することが妥当である。	➡	評価の確認(2次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	➡	最終評価 I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 203

補助金等名称	中学校文化、体育活動振興事業				担当課	学校教育課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	教育総務費
	目	10	中学校文化、体育活動振興事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「健やかな体」の育成		

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度	～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱	
補助目的	市立中学校及び特別支援学校中学部の文化・体育活動における生徒の個人負担額の軽減を図る。	
補助対象者	市立中学校及び特別支援学校中学部	
補助対象事業	中体連が主催する各種競技大会、三田市中学校ダンス発表会、兵庫県中学校ダンス発表会等	
補助対象経費	課外活動参加費等、文化・体育活動に要する経費	
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円・定率(/)・その他() 上限額()千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		103	99	98			
実施又は運営等に当たって要した費用①		10,633,064円	9,900,646円	11,212,298円			
うち、補助対象経費		10,633,064円	9,900,646円	11,212,298円			
財源内訳	市補助金②	10,633,064円	100.0%	9,900,646円	100.0%	11,212,298円	100.0%
	一般財源	10,633,064円	100.0%	9,900,646円	100.0%	11,212,298円	100.0%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		0円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	文化・体育活動における市立中学校・部の生徒の個人負担額の軽減を図る。	文化・体育活動における市立中学校・部の生徒の個人負担額の軽減を図る。	文化・体育活動における市立中学校・部の生徒の個人負担額の軽減を図る。	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	各種総合体育大会及び新人大会における負担額の補助を行った。	各種総合体育大会及び新人大会における負担額の補助を行った。	各種総合体育大会及び新人大会における負担額の補助を行った。	

補助金等名称	中学校文化、体育活動振興事業	担当課	学校教育課
--------	----------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	

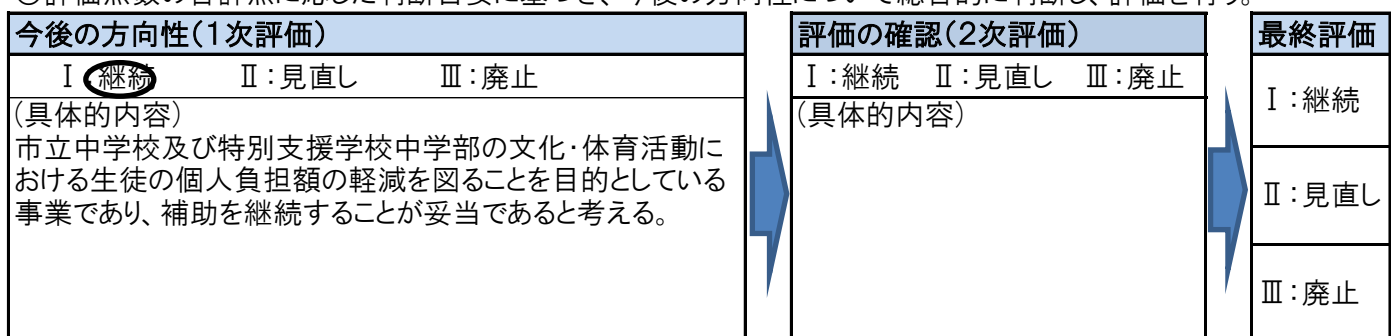
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市立中学校及び特別支援学校中学部の文化・体育活動における生徒の個人負担額の軽減を図ることを目的とし補助することは、客観的に公益性があると考ええる。			5		
必要性 (5点)	市立中学校及び特別支援学校中学部の文化・体育活動における生徒の個人負担額の軽減を図ることを目指す補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。			5		
有効性 (5点)	市立中学校及び特別支援学校中学部の文化・体育活動における生徒の個人負担額の軽減を図ることを目指すことを目的としており、補助目的に見合う効果があると考ええる。			5		
公平性 (5点)	市立中学校及び特別支援学校中学部の文化・体育活動における生徒の個人負担額の軽減を図ることについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考ええる。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	<input type="checkbox"/> a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。		
	市立中学校及び特別支援学校中学部の文化・体育活動における生徒の個人負担額の軽減を図ることを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。			5		
合 計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 204

補助金等名称	部活動振興事業				担当課	学校教育課	
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	中学校費	目
	小事業	10	部活動振興事業費				
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「健やかな体」の育成			

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度	～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱	
補助目的	共通の興味や関心のある活動を、学級や学年の枠を越えた集団に依って追求することを目的とし、学校生活を豊かにする活動を展開し、集団社会における自己の向上を図る。	
補助対象者	市立中学校及び特別支援学校(小学部を除く)	
補助対象事業	部活動	
補助対象経費	部活動に要する経費	
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円	定率(/)・その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		10	10	14			
実施又は運営等に当たって要した費用①		7,092,920 円	6,663,650 円	6,796,370 円			
うち、補助対象経費		7,092,920 円	6,663,650 円	6,796,370 円			
財源内訳	市補助金②	7,092,920 円	100.0%	6,663,650 円	100.0%	6,796,370 円	100.0%
	一般財源	7,092,920 円	100.0%	6,663,650 円	100.0%	6,796,370 円	100.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		文化・体育活動における市立中学校・部の生徒の個人負担額の軽減を図る。	文化・体育活動における市立中学校・部の生徒の個人負担額の軽減を図る。	文化・体育活動における市立中学校・部の生徒の個人負担額の軽減を図る。
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		実施中学校:8校	実施中学校:8校	実施中学校:8校

補助金等名称	部活動振興事業	担当課	学校教育課
--------	---------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考ええる。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	共通の興味や関心のある活動を、学級や学年の枠を越えた集団に依って追求することを目的とし、学校生活を豊かにする活動を展開し、集団社会における自己の向上を図ることを目的とし補助することは、客観的に公益性が認められる。			5		
必要性 (5点)	共通の興味や関心のある活動を、学級や学年の枠を越えた集団に依って追求することを目的とし、学校生活を豊かにする活動を展開し、集団社会における自己の向上を図ることを目指す補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。			5		
有効性 (5点)	共通の興味や関心のある活動を、学級や学年の枠を越えた集団に依って追求することを目的とし、学校生活を豊かにする活動を展開し、集団社会における自己の向上を図ることを目指すことを目的としており、補助目的に見合う効果があると考ええる。			5		
公平性 (5点)	共通の興味や関心のある活動を、学級や学年の枠を越えた集団に依って追求することを目的とし、学校生活を豊かにする活動を展開し、集団社会における自己の向上を図ることを行うことについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考える。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考ええる。		
	共通の興味や関心のある活動を、学級や学年の枠を越えた集団に依って追求することを目的とし、学校生活を豊かにする活動を展開し、集団社会における自己の向上を図ることを目的としており、交付手続きや補助金の用途についても適切に処理されている。			5		
合 計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続
(具体的内容) 共通の興味や関心のある活動を、学級や学年の枠を越えた集団に依って追求することを目的とし、学校生活を豊かにする活動を展開し、集団社会における自己の向上を図ることを目的としている事業であり、補助を継続することが妥当であると考ええる。	(具体的内容)	II: 見直し
		III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 205

補助金等名称	幼稚園元気アップ共育事業				担当課	学校教育課	
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	幼稚園費	目
	小事業	13	幼稚園元気アップ共育事業費				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 学校教育の充実		(市の取り組み)		「豊かな心」の育成		

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成9年度	～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱	
補助目的	各園が教育目標の実現を目指すため、創意工夫し、芸術文化や自然体験等の活動を充実させることで、活力にあふれた地域に信頼される園づくりを進め、地域と共に子どもたちの生きる力を育むことを目的とする。	
補助対象者	市立幼稚園	
補助対象事業	活力にあふれた地域に信頼される園づくり	
補助対象経費	指導、園環境整備、体験活動、地域への情報発信、活動・運営にかかる経費	
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円・定率(/)・その他() 上限額() 千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		10	10	10
実施又は運営等に当たって要した費用①		395,000円	400,000円	405,000円
うち、補助対象経費		395,000円	400,000円	405,000円
財 源 内 訳	市補助金②	395,000円 100.0%	400,000円 100.0%	405,000円 100.0%
	一般財源	395,000円 100.0%	400,000円 100.0%	405,000円 100.0%
	国・県費	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 0.0%
	その他	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 0.0%
	国・県補助金③	0円	0円	0円
	自己資金④	0円	0円	0円
	下記以外の資金(会費等)	0円	0円	0円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円	0円	0円
繰越金	0円	0円	0円	

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	地域に信頼される園づくりを進め、地域と共に子どもたちの生きる力を育む。	地域に信頼される園づくりを進め、地域と共に子どもたちの生きる力を育む。	地域に信頼される園づくりを進め、地域と共に子どもたちの生きる力を育む。	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	実施幼稚園:10園	実施幼稚園:10園	実施幼稚園:10園	

補助金等名称	幼稚園元気アップ共育事業	担当課	学校教育課
--------	--------------	-----	-------

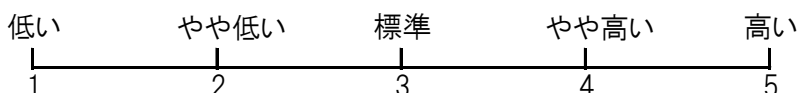
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であるとする。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、直接執行化に向けて検討する。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	各園が教育目標の実現を目指すため、創意工夫し、芸術文化や自然体験等の活動を充実させることで、活力にあふれた地域に信頼される園づくりを進め、地域と共に子どもたちの生きる力を育むことを目的とし補助することは、客観的に公益性があるとする。			5		
必要性 (5点)	各園が教育目標の実現を目指すため、創意工夫し、芸術文化や自然体験等の活動を充実させることで、活力にあふれた地域に信頼される園づくりを進め、地域と共に子どもたちの生きる力を育むことを目的とし補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。			5		
有効性 (5点)	各園が教育目標の実現を目指すため、創意工夫し、芸術文化や自然体験等の活動を充実させることで、活力にあふれた地域に信頼される園づくりを進め、地域と共に子どもたちの生きる力を育むことを目的としており、補助目的に見合う効果が認められる。			5		
公平性 (5点)	各園が教育目標の実現を目指すため、創意工夫し、芸術文化や自然体験等の活動を充実させることで、活力にあふれた地域に信頼される園づくりを進め、地域と共に子どもたちの生きる力を育むことについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されているとする。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であるとする。		
	各園が教育目標の実現を目指すため、創意工夫し、芸術文化や自然体験等の活動を充実させることで、活力にあふれた地域に信頼される園づくりを進め、地域と共に子どもたちの生きる力を育むことを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。			5		
合計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続
(具体的内容) 各園が教育目標の実現を目指し、創意工夫し、芸術文化や自然体験等の活動を充実させることで、活力にあふれた地域に信頼される園づくりを進め、地域と共に子どもたちの生きる力を育むことを目的として事業を行っており、補助を継続することが妥当である。	(具体的内容)	II: 見直し
		III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号 206

補助金等名称	特別支援学校交流・体験チャレンジ事業			担当課	学校教育課			
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	特別支援学校費	目	特別支援学校教育振興費
	小事業	5	交流・体験チャレンジ事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	学校教育の充実	(市の取り組み)	「健やかな体」の育成				

補助金等の概要	
分類区分	その他 【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成27年度～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学校園教育振興指導事業補助金交付要綱
補助目的	特別支援学校において、在籍する児童生徒の自立と社会参加に向け、自然とのふれあいや集団活動などの経験を通じて、自立を目指した知識、技能、態度及び習慣を身につけるとともに、豊かな心や社会性を養う。
補助対象者	特別支援学校
補助対象事業	交流・体験チャレンジ(課外活動)
補助対象経費	交通費、宿泊費等課外活動に要する経費
補助金額 又は補助率	定額(予算の範囲内)円・定率(/)・その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績				
	29年度	28年度	27年度	
交付先	ひまわり特別支援学校	ひまわり特別支援学校	ひまわり特別支援学校	
実施又は運営等に当たって要した費用①	250,000円	250,000円	100,000円	
うち、補助対象経費	250,000円	250,000円	100,000円	
財源内訳	市補助金②	250,000円 100.0%	250,000円 100.0%	100,000円 100.0%
	一般財源	150,000円 60.0%	150,000円 60.0%	0円 0.0%
	国・県費	100,000円 40.0%	100,000円 40.0%	100,000円 100.0%
	その他	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 0.0%
	国・県補助金③	0円	0円	0円
	自己資金④	0円	0円	0円
	下記以外の資金(会費等)	0円	0円	0円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円	0円	0円
繰越金	0円	0円	0円	

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	自然とのふれあいや集団活動などの経験を通じて、豊かな心や社会性を養う。	自然とのふれあいや集団活動などの経験を通じて、豊かな心や社会性を養う。	自然とのふれあいや集団活動などの経験を通じて、豊かな心や社会性を養う。
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	宿泊体験学習(しあわせの村)7月5日から6日 自然体験学習(丹波少年自然の家)9月18日から20日	校外宿泊行事(動物王国、しあわせの村)7月5日から6日	校外宿泊行事(ハチ高原)5月13日から14日

補助金等名称	特別支援学校交流・体験チャレンジ事業	担当課	学校教育課
--------	--------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」とであると判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学校園に対して支出している補助金については、特色ある教育内容等にて活動するために必要な財源であり、適切であると考え。
不適切	しかしながら、市立学校園は市の補助機関であると解する見方もあり、各機関(幼、小、中、特別支援学校)に予算を配当し「直接執行する」ことが基本であるという考え方もあるため、今後検討する必要がある。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
	補助率等					
公益性 (5点)	豊かな自然に親しみ、雄大さやすばらしさを体験し、新しい仲間との交流と親睦を深め、社会性や共に生きる力を育成することを目的とし補助することは、客観的に公益性があると考え。			5		
必要性 (5点)	豊かな自然に親しみ、雄大さやすばらしさを体験し、新しい仲間との交流と親睦を深め、社会性や共に生きる力を育成することを目的とする補助金については、現状のまま継続することで、補助目的を達成できると考える。			5		
有効性 (5点)	豊かな自然に親しみ、雄大さやすばらしさを体験し、新しい仲間との交流と親睦を深め、社会性や共に生きる力を育成することを目的としており、補助目的に見合う効果があると考え。			5		
公平性 (5点)	豊かな自然に親しみ、雄大さやすばらしさを体験し、新しい仲間との交流と親睦を深め、社会性や共に生きる力を育成することについては、同様の活動を行っている団体がなく客観的に公平性は確保されていると考え。			5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	三田市立の学校園については、各事業に対する自己資金がないので、予算の範囲内で補助することが妥当であると考え。		
	豊かな自然に親しみ、雄大さやすばらしさを体験し、新しい仲間との交流と親睦を深め、社会性や共に生きる力を育成することを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。			5		
合 計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続 II: 見直し III: 廃止	I: 継続
(具体的内容) 豊かな自然に親しみ、雄大さやすばらしさを体験し、新しい仲間との交流と親睦を深め、社会性や共に生きる力を育成することを目的としている事業であるため、補助を継続することが妥当であると考え。	(具体的内容)	II: 見直し
		III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 207

補助金等名称	三田市保育料軽減事業補助金				担当課	学校教育課
予算科目	会計	一般会計	款	教育費	項	幼稚園費
	目	幼稚園管理費				
	小事業	12	多子世帯保育料軽減事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 乳幼児期の子育て		(市の取り組み) 子育てに要する経済的な負担の軽減			

補助金等の概要	
分類区分	扶助的補助 【市単独・国県(調)乗せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成20年度～(終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市保育料軽減事業実施要項、ひょうご保育料軽減事業実施要項
補助目的	兵庫県が実施するひょうご保育料軽減事業実施要項に基づき、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、三田市が第2子以降の利用者負担額の一部を補助することにより、子育て環境の向上に資する。
補助対象者	子ども子育て支援法第19条に掲げる特定教育等を利用している法第20条第4項に規定する支給認定子ども及び私立幼稚園に就園する子ども
補助対象事業	三田市立幼稚園利用及び私立幼稚園利用
補助対象経費	三田市立幼稚園保育料及び私立幼稚園保育料
補助金額 又は補助率	定額()円・定率(/)・その他() 上限額(第1子月額4、第2子月額千円)

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		24		11		4	
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,758,350円		1,738,848円		403,050円	
うち、補助対象経費		2,758,350円		1,738,848円		403,050円	
財源内訳	市補助金②	995,900円	36.1%	420,000円	24.2%	172,000円	42.7%
	一般財源	276,500円	10.0%	90,000円	5.2%	0円	0.0%
	国・県費	719,400円	26.1%	330,000円	19.0%	172,000円	42.7%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	1,762,450円		1,318,848円		231,050円	
	下記以外の資金(会費等)	1,762,450円		1,318,848円		231,050円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円		
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	対象園児の幼稚園教育利用にかかる経済的負担が軽減される。 対象予定園児:40人	対象園児の幼稚園教育利用にかかる経済的負担が軽減される。 対象予定園児:40人	対象園児の幼稚園教育利用にかかる経済的負担が軽減される。 対象予定園児:20人
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	対象園児:24人	対象園児:11人	対象園児:4人

補助金等名称	三田市保育料軽減事業補助金	担当課	学校教育課
--------	---------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 兵庫県の実施要項に基づき、三田市が三田市立幼稚園在園児の保育料を負担する保護者に対し同内容の補助を実施している。第3子は全額兵庫県の補助金を財源としており、第2子は半額兵庫県の補助金が財源、半額市の一般財源だが、兵庫県の実施要項に基づく補助率であるため適切であるとする。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	「子育てに要する経済的な負担の軽減」は三田市第4次総合計画においても謳われている。また、三田市保育料軽減事業補助金は兵庫県の要綱をもとに、兵庫県の補助基準を適用しているものである。子育て施策を推進していくうえで公益性は高いと考える。		5		
必要性 (5点)	「子育てに要する経済的な負担の軽減」は三田市第4次総合計画においても謳われている。兵庫県の要綱をもとに、県下の幼稚園で実施している事業であるため、三田市の子育て施策を推進していくうえで、公益性と同様に必要性も高いと考える。		5		
有効性 (5点)	公立幼稚園及び私立幼稚園に通園する2人以上の子どもを持つ保護者の負担軽減につながっており、三田市の子育て施策を推進していくうえで、有効性は高いと考える。		5		
公平性 (5点)	兵庫県の要綱をもとに実施している事業であり、2人以上の子どもを持ち幼稚園教育又は保育を利用する保護者に対し、学校教育課又は子ども支援課から補助を行っている。県の基準をもとにしたものであり、高い公平性が保たれていると考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(月額補助上限第3子4000円、第2子2000円)	a以外の補助率等を採用する理由	兵庫県の実施要項に基づく補助率であるため適切であるとする。	
	幼稚園の保護者負担の軽減を図ることを目的としており、交付手続きや補助金の使途についても適切に処理されている。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) ○:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 兵庫県の実施要項に基づき、第3子は全額、第2子は半額について兵庫県の補助金を財源として実施しているため、継続することが妥当と考える。	評価の確認(2次評価) I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	最終評価 I:継続 II:見直し III:廃止
--	---	---